

呉市教育委員会議題
(令和7年5月23日定例会)

呉市教育委員会

令和 7 年 5 月 2 3 日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第15号 令和8年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について
- 4 報告第10号 令和8年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について
- 5 教議第16号 令和8年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 6 報告第11号 令和8年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- 7 報告第12号 令和7年度学校別児童・生徒数について
- 8 報告第13号 広島県に対する提案事項について
- 9 教議第17号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

令和8年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について

令和7年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとっとり、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

- ア 内容の特徴・程度
- イ 内容の構成・配列・分量
- ウ 内容の表現・表記
- エ 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

- ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期する。
- イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

- ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。
- イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。
 - (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
 - (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
 - (ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

呉市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって、採択を行う。

- (1) 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でない場合には、下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

- (2) 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

令和8年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について

学校安全課

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書の採択は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和8年度呉市立義務教育諸学校特別支援学級の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「令和8年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【特別支援学級】」による。

3 日程

	内 容
4 月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5 月 { 8 月	○「令和8年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」を教育委員会会議で決定 ○「令和8年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知 ○教科書選定会議 ○教育長へ選定理由書の提出 ○教育委員会会議（採択）

※ 教科用図書の法定展示

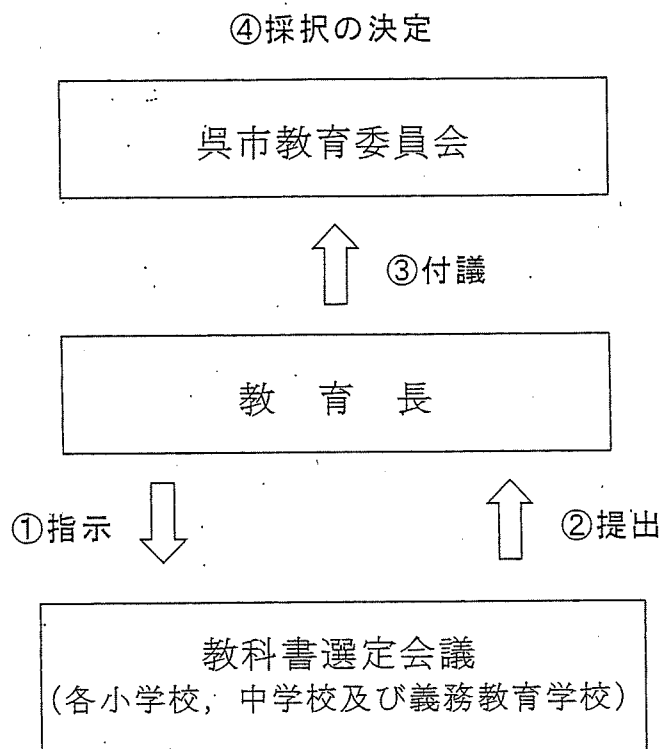
期間 令和7年6月18日（水）～令和7年7月1日（火）

日時 平日 9時30分～19時

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小学校、中学校及び義務教育学校（以下「各学校」という。）に「令和８年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について」及び日程を示し、教科用図書の選定について指示する。
- ② 各学校は、教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに、選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ④ 各学校が選定した教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

令和8年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和7年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとっとり、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

(ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 選定上の留意事項

(1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

(2) 学校の実態や教育目標等を十分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。

(3) 保護者の経済的負担について配慮する。

3 その他

採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

令和8年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

学校教育課

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和8年度呉市立呉高等学校の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「令和8年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」による。

3 日程

	内 容
4 月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5 月 ↓ 8 月	○「令和8年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定 ○「令和8年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○選定委員会 ○調査・研究 ○教育長へ選定理由書の提出 ○教育委員会会議（採択）

※ 教科用図書の法定展示

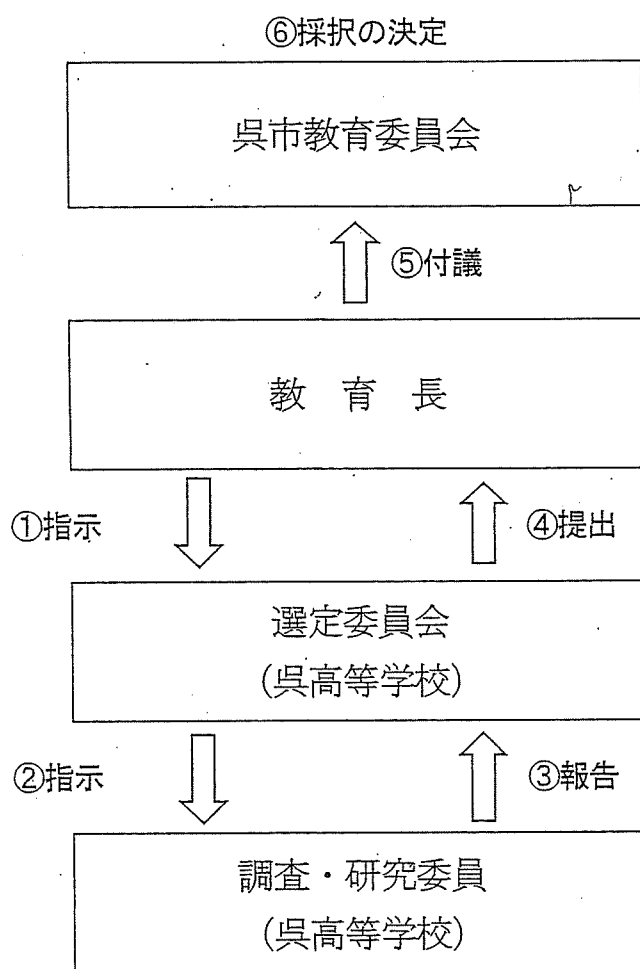
期間 令和7年6月18日（水）～令和7年7月1日（火）

日時 平日 9時30分～19時

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

教科用図書採択の手順【呉高等学校】



- ① 「令和8年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」,
「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」及び日程を示し, 教科用図書の選定に
ついて指示する。
- ② 「令和8年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」
に基づき, 調査・研究の観点を示し, 教科用図書の調査・研究を指示する。
- ③ 観点に基づき, 教科用図書について調査・研究を行い, 報告する。
- ④ 報告を基に教科用図書を選定し, 選定理由書を提出する。
- ⑤ 教育長は, 教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 選定理由書を基に教科用図書について審議し, 会議の議決を経て採択を行う。

呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、呉市立呉高等学校（以下「学校」という。）で使用する教科用図書について、呉市教育委員会が定める教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、適正かつ公正な採択手続を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 校長は、前条の目的を達成するため、学校に選定委員会を置く。

2 校長は、教科用図書に係る専門の事項を調査・研究させるため、学校に調査・研究委員を置く。

(選定の指示)

第3条 教育長は、選定委員会に、採択基本方針及び採択日程を示し、教科用図書の選定を指示する。

(選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、発行種目ごとに教科用図書を選定し、選定理由書を教育長に提出する。

2 選定委員会は、前項の事務を行うため、採択基本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査・研究するに当たっての観点を示す。

(選定委員)

第5条 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、校長、教頭及び事務長とする。

2 採択に直接の利害を有する者は、選定委員となることができない。

3 選定委員会において、校長は、事務を総理し、その代表となる。

4 選定委員会において、教頭は、校長を補佐し、校長に事故があるとき又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、校長が招集し、校長がその議長となる。

2 会議は、選定委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 選定委員会は、教科用図書の選定に関し、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、学識経験者等に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

(調査・研究委員)

第8条 調査・研究委員は、第4条第2項に規定する観点に基づき、教科用図書について専門的な視野から十分かつ綿密に調査・研究を行い、選定委員会に報告するものとする。

2 調査・研究委員は、教員のうちから、校長が指名する。ただし、選定委員及び採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。

(雑則)

第9条 選定委員会は、第4条に規定する所掌事務を行うため、教育部学校教育課と必要な連携を行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。

令和7年度学校別児童・生徒数等について

令和7年5月1日現在

【小学校】

番 号	学 校 名	児童・生徒数												編制学級数												特 別 支 援	合 計					
		通常学級						特別支援学級						通常学級						特別支援学級												
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年			4年	5年	6年	小計	
1	仁方	34	33	43	45	42	32	229	2	4	3	2	3	3	17	246	1	1	2	2	2	1	9	1	1	2	2	1	9	13	12	
2	広南	10	9	16	9	12	16	72	0	0	1	0	1	1	3	5	77	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	6	2	8	
3	白岳	72	96	110	93	94	78	543	3	3	3	3	5	2	19	562	3	3	4	3	3	3	19	3	3	4	3	3	19	3	22	
4	広坂	68	77	76	90	86	90	487	3	10	11	5	5	5	39	526	2	3	3	3	3	3	17	6	3	3	3	3	17	6	23	
5	三坂地	44	47	58	55	50	56	310	4	4	2	7	4	3	24	334	2	2	2	2	2	2	12	4	2	2	2	2	12	4	16	
6	郷原	19	18	21	21	23	39	141	1	2	0	1	0	1	5	146	1	1	1	1	1	1	2	7	2	1	1	2	7	2	9	
7	横路	96	113	108	120	126	123	686	2	8	5	2	0	3	20	706	3	4	4	4	4	4	23	3	4	4	4	4	23	3	26	
8	阿賀	47	54	62	70	73	72	378	4	4	5	7	6	5	31	409	2	2	2	2	2	3	14	6	2	2	2	3	14	6	20	
9	原	13	16	11	22	13	21	96	1	0	1	0	1	2	5	101	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	1	6	2	8	
10	警固屋	9	16	12	17	18	18	90	1	1	1	3	1	2	9	99	1	1	1	1	1	1	6	3	1	1	1	1	6	3	9	
11	坪内	22	14	23	17	27	26	129	2	1	1	2	1	3	10	139	1	1	1	1	1	1	6	3	1	1	1	1	6	3	9	
12	宮原	12	9	18	17	18	20	94	0	1	0	0	0	1	2	96	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	1	6	2	7	
13	和庄	25	22	36	34	35	35	187	2	0	1	4	1	1	9	196	1	1	2	1	1	1	7	2	1	1	1	7	2	9	9	
14	本通	29	30	38	25	20	26	168	1	4	4	3	2	2	16	184	1	1	2	1	1	1	7	3	1	1	1	7	3	10	10	
15	長迫	16	7	12	12	18	15	80	0	0	0	2	0	0	2	82	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	1	6	2	7	7
16	明立	27	22	25	31	31	43	179	1	5	1	2	5	1	15	194	1	1	1	1	1	1	2	7	1	1	1	2	7	4	11	
17	柱山田	55	61	58	82	64	76	396	4	2	1	3	3	4	17	413	2	2	2	3	2	3	14	3	2	3	2	3	14	3	17	
18	奥中央	71	88	75	95	85	90	504	6	6	5	5	6	1	29	593	3	3	3	3	3	3	18	7	3	3	3	3	18	7	25	
19	岡城	26	27	20	22	16	16	127	0	0	1	3	3	4	11	138	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	1	6	2	8	
20	港町	28	29	23	29	29	39	177	2	2	1	2	1	0	8	185	1	1	1	1	1	1	7	2	1	1	1	7	2	9	9	
21	吉浦	35	32	33	39	31	35	205	5	5	4	2	5	0	21	226	1	1	1	1	1	2	10	3	2	2	2	10	3	13	13	
22	昭和西	35	35	40	53	62	55	280	0	6	1	3	2	6	18	298	1	1	2	2	2	2	16	6	2	2	2	16	6	21	21	
23	昭和中央	54	71	78	62	75	85	425	3	4	4	6	2	9	28	453	2	3	3	2	3	3	16	5	2	3	3	16	5	21	21	
24	昭和北	22	19	17	28	24	19	129	0	0	2	4	3	1	10	139	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	6	2	8	8	
25	昭和南	67	84	68	98	100	87	504	4	3	5	7	1	2	22	526	2	3	2	3	2	3	16	4	2	3	3	16	4	20	20	
26	川尻	37	41	43	43	39	37	240	4	3	2	3	1	1	14	254	2	2	2	2	2	2	12	3	2	2	2	12	3	15	15	
27	音戸	6	15	6	13	15	22	77	3	0	1	0	0	1	5	82	1	1	1	1	1	1	6	3	1	1	1	6	3	9	9	
28	波多	20	23	27	26	30	26	152	4	2	2	4	7	2	21	173	1	1	1	1	1	1	6	3	1	1	1	6	3	9	9	
29	明徳	7	8	4	6	14	6	45	1	0	0	0	0	0	1	2	47	1	1	0.5	0.5	1	5	2	1	1	1	5	2	7	7	
30	倉橋	12	6	7	13	7	12	57	2	1	1	1	0	0	5	62	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	6	2	8	8	
31	蒲刈	3	9	1	9	3	5	30	0	1	0	0	0	1	2	32	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	1	1	1	1	4	1	5	5	
32	安浦	32	50	36	37	45	41	241	0	1	2	3	4	3	13	254	1	2	2	2	2	2	11	3	2	2	2	11	3	14	14	
33	安登	6	13	6	12	13	20	70	1	0	1	2	0	1	5	75	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	6	2	8	8	
34	豊	4	3	7	4	6	2	26	0	0	0	0	0	1	2	28	0.5	0.5	1	1	1	0.5	0.5	4	1	1	1	0.5	0.5	4	1	5
合 計 ①		1063	1197	1218	1349	1344	1383	7554	66	83	72	91	74	75	461	8015	46.5	51.5	55	54	54	57	318	100	57	54	54	57	318	100	418	418

【義務教育学校(前期)】

番 号	学校名	児童・生徒数												編制学級数																			
		通常学級						特別支援学級						通常学級						特別支援学級													
		1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	特別支援	合計		
天 志	14	27	34	19	36	29	159	2	2	2	2	3	1	1	11	170	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	7	13	10		
合計②	14	27	34	19	36	29	159	2	2	2	2	3	1	1	11	170	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	7	3	10		
①+②																																	
総 計		1077	1224	1252	1368	1380	1412	7713	68	85	74	94	75	76	472	8185	47.5	52.5	56	55	56	58	325	103	428	428							

令和7年度学校別児童・生徒数等について

令和7年5月1日現在

番 号	学校名	児童・生徒数										編制学級数			
		通常学級					特別支援学級					通常学級			
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	特別 支援	合 計
1	仁方	45	33	48	126	4	1	1	6	132	2	1	2	5	137
2	広南	14	21	17	52	1	2	0	3	55	1	1	1	3	58
3	白岳	97	105	102	304	4	4	2	10	314	3	3	3	9	323
4	広中央	147	137	154	438	7	5	4	16	454	4	4	4	12	466
5	郷原	38	34	51	123	0	5	2	7	130	1	1	2	4	134
6	横路	119	112	121	352	4	3	5	12	364	3	3	4	10	374
7	阿賀	74	78	88	240	0	6	4	10	250	2	2	3	7	257
8	磐固屋	15	13	20	48	1	0	0	1	49	1	1	1	3	52
9	宮原	38	39	35	112	0	5	0	5	117	1	1	1	3	120
10	和庄	86	75	71	232	2	9	7	18	250	3	2	2	7	257
11	東畑	51	62	60	173	2	4	2	8	181	2	2	2	6	187
12	片山	72	77	62	211	5	1	0	6	217	2	2	2	6	223
13	呉中央	86	76	67	229	4	2	4	10	239	3	2	2	7	246
14	両城	45	53	45	143	2	2	0	4	147	2	2	2	6	153
15	吉浦	33	39	51	123	3	5	2	10	139	1	1	2	4	143
16	昭和	119	102	107	328	4	8	4	16	344	3	3	3	9	353
17	昭和北	148	145	188	481	3	10	0	13	494	4	4	5	13	507
18	川尻	46	62	47	155	2	3	3	8	163	2	2	2	6	169
19	菅戸	43	46	58	147	1	2	4	7	154	2	2	2	6	160
20	明徳	14	7	17	38	0	0	0	0	38	1	1	1	3	41
21	倉橋	15	15	14	44	0	0	2	2	46	1	1	1	3	49
22	浦刈	4	8	6	18	2	0	2	4	22	1	1	1	3	25
23	安浦	62	55	81	198	5	2	2	9	207	2	2	3	7	214
24	豊浜	4	5	6	15	1	0	0	1	16	1	1	1	3	19
合 計 ①		1415	1399	1516	4330	57	79	50	186	4516	48	45	52	145	4661

【義務教育学校(後期)】

番 号	学校名	児童・生徒数										編制学級数			
		通常学級					特別支援学級					通常学級			
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	特別 支援	合 計
	天応学園	34	29	24	87	1			1	88	1	1	1	3	91
	合 計 ②	34	29	24	87	1	0	0	1	88	1	1	1	3	91
①+②															
総 計		1449	1428	1540	4417	58	79	50	187	4604	49	46	53	148	4752